ハ　当該中小企業者又は当該事業を営んでいない個人が当該他の中小企業者の株式等の譲受けの申込みをしようとする場合にあっては、当該他の中小企業者の株主名簿及び当該株式等の価格を証する書類

十二　当該中小企業者又は当該事業を営んでいない個人と他の中小企業者との間に承継に係る明確な合意があることを証する書類

十三　［略］

2～11　［略］

（認定の取消し）

第九条　都道府県知事は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものを除く。）を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定を受けた事業を営んでいない個人が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一　当該認定中小企業者が会社である場合にあっては、次のいずれかに該当すること。

イ　当該認定中小企業者の当該認定（法第十二条第一号イの事由に係るものに限る。）の申請に係る代表者が退任したこと。

ロ　当該認定中小企業者が他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行わないこと。

二　当該認定中小企業者が個人である場合にあっては、次のいずれかに該当すること。

イ　当該認定中小企業者が事業の全部を廃止又は譲渡したこと。

ロ　当該認定中小企業者が他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行わないこと。

三　当該認定を受けた事業を営んでいない個人が他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行わないこと。

四・五　［略］

2～16　［略］

（法第十四条の経済産業省令で定める資金）

第十五条　［略］

2　法第十四条第二項の経済産業省令で定める資金は、法第十二条第一項の認定を受けた事業を営んでいない個人が必要とする資金であって、次に掲げるものとする。

一　他の中小企業者が有する事業用資産等を取得するために必要な資金

二　他の中小企業者（会社に限る。）の株式等（当該株式等を取得することにより、当該事業を営んでいない個人が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。）を取得するために必要な資金

様式第6

認定申請書

（施行規則第6条第1項第1号から第6号まで及び同項第15号の事由に該当する場合）

［略］

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（同法施行規則第6条第1項第1号から第6号まで及び同項第15号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

［略］

［新設］

十一　［略］

2～11　［略］

（認定の取消し）

第九条　都道府県知事は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものを除く。）を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一　当該認定中小企業者が会社である場合にあっては、当該認定中小企業者の当該認定の申請に係る代表者が退任したこと。

二　当該認定中小企業者が個人である場合にあっては、当該認定中小企業者が事業の全部を廃止又は譲渡したこと。

［新設］

三・四　［略］

2～16　［略］

（法第十四条第一項の経済産業省令で定める資金）

第十五条　［略］

［新設］

様式第6

認定申請書

（施行規則第6条第1項第7号から第14号以外の事由に該当する場合）

［略］

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（同法施行規則第6条第1項第7号から第14号までの事由に係るものを除く。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

［略］